

第百三十一回国会 農林水産委員会 議 録 第三号

平成六年十月二十六日(水曜日)

午後四時三十一分開議

出席委員

委員長 中西 續介君

理事 龜井 善之君

理事 中川 昭一君

理事 小平 忠正君

理事 仲村 正治君

理事 赤城 徳彦君

理事 菊池 福治郎君

理事 栗原 博久君

理事 七条 明君

理事 浜田 靖一君

理事 松下 忠洋君

理事 山本 公一君

理事 倉田 栄喜君

理事 実川 幸夫君

理事 畑 英次郎君

理事 広野 ただし君

理事 石橋 大吉君

理事 田中 昭一君

理事 錦織 淳君

出席國務大臣

農林水産大臣 大河原太一郎君

出席府委員

農林水産大臣官房長 高橋 政行君

農林水産省経済局長 東 久雄君

委員外の出席者

農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君

委員の異動

十月二十六日

第一類第八号

農林水産委員会議録第三号

平成六年十月二十六日

辞任

松岡 利勝君

田名部匡省君

冬柴 鐵三君

遠藤 登君

辻 一彦君

前島 秀行君

同日

同

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

蓮実 進君

白沢 三郎君

大野由利子君

細川 律夫君

田中 昭一君

坂上 富男君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

本日の会議に付した案件

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十九回国会閣法第四九号)

○中西委員長 これより会議を開きます。

第百二十九回国会、内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は終局いたしました。

○中西委員長 この際、本案に対し、二田孝治君外三名から修正案が提出されております。

提出者から、趣旨の説明を求めます。二田孝治君。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○二田委員 私は、自由民主党、改革、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけを代表して農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりでございます。

案文の明説は省略し、以下修正の骨子を申し上げます。

第一点は、在職支給の年金に関し、給与と年金との調整の基準となる額について、原案の二十万円を二十二万円に改めることとあります。

第二点は、原案において「平成六年十月一日」と定められている施行期日を「公布の日」に改めることとあります。

第三点は、退職共済年金と失業給付との調整に関する規定及び退職共済年金と高齢雇用継続給付との調整に関する規定の施行期日を「平成十年四月一日」に改めることとあります。

第四点は、標準給与の再評価、定額単価の引き上げ等の給付の改善については、これを「平成六年十月一日」から適用することとあります。

第五点は、標準給与の等級の上下限の引き上げについては、これを「この法律の施行の日の属する月の初日」から適用することとあります。

このほか所要の規定の整備を行うこととしております。

以上であります。

○中西委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

の三の規定により、内閣の意見があれば発言を許します。大河原農林水産大臣。

○大河原農林水産大臣 いただいた修正案につきましては、政府といたしましてはやむを得ないものと考えます。御可決された際には、その趣旨を体し、農林漁業団体職員共済組合法の適切な運用に一層努力してまいります。

○中西委員長 これより、原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。藤田スミ君。

○藤田委員 私は、日本共産党を代表し、政府提出の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案並びに同修正案に反対の討論を行います。

今回の改正は、高齢化社会危機論を振りかざし、その犠牲を専ら国民、高齢者に押しつけるものでしかなく、戦後、より豊かな老後の保障をと国民的運動で年金制度の改善を実現してきた成果を一挙に奪い去る大改悪であります。

第一の問題は、年金支給開始年齢の引き上げです。

農林漁業団体では、いまだに六十歳定年制が実現していません。定年延長は遅々として進んでいません。さらに早期退職を強ひに勧め、定年前にやめざるを得ない深刻な事態が生じています。あまつさえ、六十五歳への定年延長も、仕事の確保の保障もありません。今回の改悪は、農林漁業団体で働く労働者に対し、憲法で保障された生存権を奪うものであります。

第二の問題は、掛金の引き上げと給付水準の引き下げです。

新たにボーナスから保険料を徴収し、掛金も大幅に引き上げ、その一方で、年金額は名目賃金から可処分所得スライドに変更し、給付額を減ら

し、雇用保険と年金の併給をも停止するもので
す。
農林年金の場合、給付水準は他の共済年金と比
べても低い水準です。現状でも生活できないの
に、それをさらに引き下げるとするのは断じて許
すことはできません。

また、修正案は、政府提出法案の部分的改善で
はあるが、改善部分の根幹を何ら改善するもので
はありません。

以上の理由で、我が党は、政府提出法案並びに
修正案に反対するものであります。

○中西委員長 これにて討論は終局いたしました。
た。

○中西委員長 これより採決に入ります。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正す
る法律案及びこれに対する修正案について採決い
たします。

まず、二田孝治君外三名提出の修正案について
採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立多数。よって、本修正案は可
決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除
いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立多数。よって、本案は修正議
決すべきものと決しました。

○中西委員長 この際、本案に対し、二田孝治君
外三名から、自由民主党、改革、日本社会党・護
憲民主連合及び新党さきがけの共同提案による附
帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。仲村
正治君。

○仲村委員 私は、自由民主党、改革、日本社会
党・護憲民主連合及び新党さきがけを代表して、
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する
法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上
げます。

まず、案文を朗読いたします。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を
改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、高齢化社会の一層の進展等に対応
し、本制度の長期的な安定と円滑な運営が確保
されるよう、左記事項の実現に遺憾なきを期す
べきである。

記

一 六十歳台前半に支給する退職共済年金の見
直しの実施に当たっては、その趣旨の周知徹
底を図るとともに、農林漁業団体の定年延長
や高齢者雇用の推進等雇用環境の整備に対す
る適切な指導を行うこと。

二 公的年金制度の一元化については、その改
革の方向をできるだけ早期に明らかにすること。

三 掛金率の設定に当たっては、世代間の公平
を確保しつつ、併せて、急激な負担の増加を
来すことのないよう適切な配慮をすること。

四 国際化の進展等農林漁業を取り巻く厳しい
環境に対処し、農林漁業団体の組織・経営基
盤の強化を図られるよう適切な指導に努める
こと。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましましては、質疑
の過程等を通じて委員各位の御承知のことと思
いますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し
上げます。

○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。

採決いたします。

二田孝治君外三名提出の動議に賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立多数。よって、本案に対し附
帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきましまして、農
林水産大臣から発言を求められておりますので、
これを許します。大河原農林水産大臣。

○大河原農林水産大臣 ただいまの附帯決議につしま
しては、決議の趣旨を尊重いたしまして、十分検
討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じ
ます。

○中西委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告
書の作成につきましましては、委員長に御一任願いた
いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中西委員長 次回は、公報をもってお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正
する法律案に対する修正案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正す
る法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち農林漁業団体職員共済組合法第三
十八条の二第一項ただし書及び同法第四十五条の
三第一項ただし書の改正規定中「二十万円」を「二
十二万円」に改める。

第四条のうち農林漁業団体職員共済組合法の一
部を改正する法律附則第四十八条第一項ただし書
の改正規定中「二十万円」を「二十二万円」に改
める。

附則第一条の見出しを「〔施行期日等〕」に改め、

同条中「平成六年十月一日」を「公布の日」に改
め、同条第三号を削り、同条第二号中「〔法附則第
十三条の二に係る部分に限る。〕」を削り、「平成八
年四月一日」を「平成十年四月一日」に改め、同
号を同条第三号とし、同条第一号中「農林漁業団
体職員共済組合法（以下「法」という。）」を「法」
に、「〔附則第十条及び附則第十三条〕」を「〔附則第
九条及び附則第十二条〕」に改め、同号を同条第二号
とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第一条中農林漁業団体職員共済組合法（以
下「法」という。）第八十一条の改正規定及び
附則第十条の規定 公布の日から起算して二
十日を経過した日

附則第一条に次の一項を加える。

二 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める
日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の法第十九条の
三第一項、第三十八条第二項、第四十二条第
三項及び第四項、第四十三条第二項、第四十
七条第三項、第四十八条、附則第八条第一項
並びに附則第十八条の規定、第三条の規定に
よる改正後の農林漁業団体職員共済組合法の
一部を改正する法律附則第十五条、附則第三
十條第一項、附則第三十四條第一項、附則第三
十五條第一項及び第二項、附則第三十八
條、附則第四十一條第一項、附則第四十五條
第一項並びに附則別表第四の規定並びに附則
第五條第一項及び第二項の規定 平成六年十
月一日

二 第一条の規定による改正後の法第二十条第
一項の規定及び次条の規定 この法律の施行
の日（以下「施行日」という。）の属する月の
初日

附則第二条第一項中「平成六年十月一日」を「施
行日の属する月の初日」に、「有する者のうち、法
第二十条第五項の規定により同年七月から九月ま
でのいずれかの月から標準給与が定められた者又
は同条第七項の規定により同年八月若しくは九月
から標準給与が改定された者であつて、同月」を

「有する者のうち、法第二十条第五項の規定により同年七月から九月ま
でのいずれかの月から標準給与が定められた者又
は同条第七項の規定により同年八月若しくは九月
から標準給与が改定された者であつて、同月」を

「有する者（同日の属する月から標準給与が改定されるべき者を除く。）であつて、施行日の属する月の前月」に改め、同条第二項中「平成六年十月」を「施行日の属する月」に改める。

附則第四条第二項中「平成六年十月一日」及び「同日」を「施行日」に改める。

附則第七条第一項及び第二項中「平成六年十月一日」、「同日」及び「同年十月一日」を「施行日」に、「同月一日」を「施行日の翌日」に改める。

附則第八条中「附則第十三条の二」の下に「及び附則第十三条の三」を加え、「平成八年四月一日」を「平成十年四月一日」に改める。

附則第九条を削り、附則第十条を附則第九条とする。

附則第十一条中「この法律」を「附則第一条第一項第一号に掲げる改正規定」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第十二条を附則第十一条とし、附則第十三条を附則第十二条とする。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、平成九年度において約五千七百万円の見込みである。

平成六年十一月一日印刷

平成六年十一月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局